

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

姫路市 介護保険課

1 基本的事項

軽度者（要支援1・2、要介護1※）については、その状態像から使用が想定しにくい以下の福祉用具については、原則として給付の対象外となっています。

- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

※自動排泄処理装置については、要支援1・2、要介護1・2・3

種目	軽度者	中度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）	原則、保険給付の対象外 ※一定の条件に該当する場合は、 保険給付の対象→『例外給付』		
車いす及び車いす付属品			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換装置			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
手すり	保険給付の対象		
スロープ			
歩行器・歩行補助つえ			
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの）			

2 例外給付

軽度者に対する給付の対象外の福祉用具でも、次の【例外1】、【例外2】、【例外3】の場合は、例外的に給付が認められます。

ただし、サービス担当者会議の記録や認定調査票の写し、主治医の意見等、給付対象であると判断した根拠となるものを記録・保管しておいてください。

【例外 1】

直近の認定調査の結果等から給付の必要性が認められる一定の状態（表 1 の状態像）にある軽度者

★次の表 1 に基づいて給付対象であると判断された場合は、市への例外給付の申請は必要ありません。

《表 1》

福祉用具	状態像（例外給付が認められる者）	可否判断基準（認定調査票の基本調査の結果）
ア 車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行「できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※ケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	・基本調査 3-1 意思の伝達「できる」以外 又は ・基本調査 3-2～ 3-7 のいずれか「できない」 又は ・基本調査 3-8 ～ 4-15 のいずれか「ない」 以外 その他、主治医意見書に、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 移動「全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり「できない」
	② 移乗に一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「一部介助」又は「全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※ケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「全介助」

【例外 2】

《表 1》中の、※ア②及びオ③については、必要性の判定に有効な認定調査結果がないため、『主治医から得た情報』及び『サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント』により介護支援専門員が必要だと判断した場合は、レンタルすることができる。

オ③については、移動用リフトのなかで段差解消機に分類される物を使用する場合を想定した状態像です。したがって、立ち上がり動作の補助や移乗動作の補助を目的とした用具、例えば昇降座椅子や吊り上げ式リフトの使用について、③の状態像をあてはめて、ケアマネジメントによって使用の判断をすることは適当ではありません。

レンタル必要性の判断にあたっては、例外 1 と同様に、給付対象となる根拠となった主治医の意見やサービス担当者会議の記録、認定調査表の写し等を記録・保管しておいてください。

【例外 3】

認定調査の結果等からは給付の必要性が確認できないが、下表《表 2》に該当する一定の状態にある軽度者で、市が例外給付の対象であると確認した者

★市へ例外給付の申請を行い、例外給付の対象であると確認を受ける必要があります。

《表 2》 利用者の状態像

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 95 号告示第 79 号において準用する第 25 号のイに該当する者 (日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」(※表 1 の状態像)に該当する者) 【例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象】
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 95 号告示第 79 号において準用する第 25 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 (状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者) 【例：がん末期の急速な状態悪化】
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 95 号告示第 79 号において準用する第 25 号のイに該当すると判断できる者 (身体への重大な危険や症状の重篤化の回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者) 【例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全】

【例】は、あくまでも i～iii に該当する可能性のある状態の例示です。【例】に挙げている病名であれば例外給付の対象になるということではありませんのでご注意ください。(当該病名＝例外給付対象というわけではありません。) ※「第 95 号告示第 79 号において準用する第 25 号のイ」とは、平成 24 年厚生労働省告示第 95 号において、軽度者の中で福祉用具貸与費の算定をできる者を福祉用具の種類ごとに大臣が定めた部分であり、具体的には表 1 の状態像と同じ状態の者が該当します。

3 例外給付の申請手続き

ケアプラン作成担当者が次の①～③の書類を介護保険課（受給者管理給付担当）へ提出してください。確認の結果は、ケアプラン作成担当者へ文書で通知します。ただし、要支援の方で、地域包括支援センターが計画作成を居宅介護支援事業所に委託している場合は、各地域包括支援センターへ文書を送付します。申請書の作成者欄には、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所を併記してください。

- ① 介護保険福祉用具貸与例外給付申請書
- ② 医師の医学的な所見を示す資料（次のア～ウのいずれか）

ア 主治医意見書（写しで可）

イ 診断書

ウ 担当介護支援専門員が医師に聴取した所見の記録

※医師の医学的な所見を示す資料には、表2 i～iiiのいずれかの状態に該当することが判断できる内容が具体的に記載されていることが必要です。

※なお、『主治医の意見』とは、介護認定申請の際の医師の意見書のことではなく、例外給付を受けるにあたり別途レンタルの必要性を医師から聴取した内容を記したものです。

- ③ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより当該福祉用具貸与を必要と判断したことを示す書類

・居宅サービス計画書（第1～7表）又は介護予防支援計画に係る関連様式

4 注意事項

《認定期間について》

有効期間の始期は申請書類を市が受け付けた日の属する月の初日となります。申請を受けた月の初日より遡ることはできません。終期は当該被保険者の認定有効期間となります。

月末に、急遽例外給付を受ける必要が生じた等の理由により、同月中に申請に必要な書類すべてを提出することが困難な場合は、至急、介護保険課受給者管理給付担当へ事情説明連絡をしてください（併せて「例外給付申請書」と、その時点で提出可能な書類を提出してください）。やむを得ない事情があると市が認めた場合は、「例外給付申請書」が提出された月に申請を受け付けたものとして処理します。

《再提出について》

認定の更新、変更ごとに改めて手続きが必要です。確認期間終了後も引き続き貸与をされたい場合は、再提出が必要ですので、提出し忘れにご注意ください。

認定の更新・区分変更等に伴って、要介護・要支援の認定有効期間に変更があった場合も再申請してください。要支援から要介護1、要介護1から要支援、要支援区分内での変更に伴う認定有効期間に変更があった場合も含みます。

※既に例外給付の認定を受けている者の区分変更について、結果後再申請が必要な場合は、認定日から1ヶ月以内に申請書類を提出してください。（介護度の変更がなければ提出不要）

《その他》

新規・更新・区分変更の申請中で認定結果が出る前であっても、例外給付の申請は可能です。その

場合は、認定結果後に、要介護1以下の方について例外給付の適否を確認し、結果をケアプラン作成担当者へ通知します。

5 具体的事例

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
i 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
ii 急性増悪	末期ガンにより、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
iii 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊椎損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要がある、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

※上記の内容は、あくまでも例であり、申請にあたっては医学的な所見によって、利用者が該当する状態像（表2のi～iii）を当てはめてください。

軽度者に対する例外給付は、あくまでも例外的な取り扱いです。福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもありますので、例外給付を受けようとする場合は、利用者の意向に従うだけでなく、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により、利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

また、例外給付の間においても、定期的に福祉用具使用の効果や必要性を検討してください。